

☆☆☆ ケースワーカー募集 ☆☆☆

職種：ケースワーカー（臨時職員）

◇採用人数：若干名

◇就業場所：生活福祉課（宜野湾市役所 別館 2 階）

◇業務内容：ケースワーカー業務全般。

生活保護法に基づくケースワーク。生活保護申請を受け、開始調査や事務変更手続き、家庭訪問などを行います。

◇応募資格：社会福祉士・精神保健福祉士は経験不問。

社会福祉主事または社会福祉士・精神保健福祉士いずれかの受験資格を持つ方は生活保護関係業務経験者。

◇採用条件：パソコンを用いて文書作成ができること。

◇必要な免許：社会福祉士、精神保健福祉士、または社会福祉主事いずれか。
普通自動車免許（AT 車可）

◇任用期間：平成 30 年 7 月 1 日～平成 31 年 1 月 31 日（更新可）

◇勤務時間：平日 8：15～17：15

◇休日：土日・祝祭日・年末年始・有給休暇・病休休暇・子の看護休暇あり。

◇給与：日給 8,000 円～ 9,000 円

◇通勤費用：（2 km 以上対象）自家用車 日額 100 円、バス通勤 日額 320 円

◇社会保険：健康保険・厚生年金保険・雇用保険加入

※履歴書・資格証の写しを宜野湾市役所 生活福祉課へご持参もしくは郵送して下さい。
書類選考後、該当者に面接のご連絡を差し上げます。

【お問い合わせ先】

宜野湾市 生活福祉課 管理係 前底

TEL：098-893-4411（内線番号：575）

（※お問い合わせ先は人事課ではありませんので、ご注意ください。）

